

諮問庁：国立大学法人京都大学

諮問日：平成29年5月31日（平成29年（独情）諮問第28号）

答申日：平成29年9月6日（平成29年度（独情）答申第23号）

事件名：特定の細胞サンプル提供依頼承諾から返納に至る記録の不開示決定
（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人京都大学（以下「京都大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年6月20日付け京大総法情第35号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

不開示とした理由は、不開示理由にはならず、研究者管理で保有している文書であるので、原処分を取り消し、改めて適切な決定を求める。

平成27年度（独情）答申第78号及び同第79号の諮問において「特定細胞Aの提供も、その諸規程の中で行った」とあり、A氏（研究者）は関係部局所の承認報告を得ていたことである。

諸規定の中には、規定の基本となる文部科学省のガイドライン（以下「ガイドライン」という。）があるが、このガイドラインに照らしてMTA契約は必須ではなかった訳であるがこの簡素化の指針には「研究者は責任をもって提供にかかわる記録を保管すること」とあるので、A研究者はメール記録を責任をもって保有しているはずであるので開示決定すべきである。

ガイドライン「3. 成果有体物の提供について」の（1）では提供経緯の明確化を求めている。（明確に記録しておくこと）

この明確に記録しておくことは、機関管理の成果物についてのみでなく研究者管理の成果物の提供においても、また、簡素化の指針にても遵守されるべきもので、その記録文書としてMTA・メール・FAXがある。

簡素化の指針

ガイドライン4の(2) 研究者が管理する成果有体物の提供

○ 国の機関研究者間（本件では京都大学A氏と特定大学のB氏の間）での提供を次により可能とする。（可能3要件を遵守すること）

- ① 提供（受領）した場合，定期的に機関で定めた適当な者（所属の長等）に報告すること
- ② 研究者は責任をもって提供（受領）に関する記録を保管すること
- ③ 研究者間での提供に関する記録はFAXやメール等による記録も可とする

まず，この①の要件をもって，ガイドラインは提供（受領）事案は機関（組織）として報告確認されるべき事案であることを示している。

由に答申に「特定細胞Aの提供も，その諸規程の中で行った」とあるので，A氏所属の長（責任者，部局長？）等が報告を受け確認したはずである。その報告においては，MTAやFAX，メールが事実関係の客観的確認を保証するものであり，報告を受けた部局長等は認承し，この事案を組織的に共有することになる。

次に，②の要件において，研究者は責任をもって，（研究者が）記録を保管することとある。すなわちガイドラインは所属部署の文書管理担当が管理，保管するものとは別の保管形式を示しているわけである。

そしてガイドラインは「責任をもって」とある。

メール等の保管は研究者単独形式であるが，これらの文書は責任文書であり研究者がメモや忘備的に自分のための文書ではない，自分のための文書に責任はないから。単独保管であっても責任文書としての法人文書である。この「責任をもって」とは，相手方に対するものと，所属組織に対しての説明のことを示すものである。A氏は責任をもって保管しているはずである。関係部署を探索しても見つからないのは，ガイドラインに照らして当然である。

以上，A氏に問い合わせ開示提出を求め，そして私に開示することを請求する。

追記 もし，メールもFAX等の記録もA氏が保管していない場合，平成27年度（独情）答申第78号及び同第79号の「特定細胞Aの提供も，その諸規程の中で行った」は同答申の異議申立人に対し，また，審査会に対し虚偽説明だったことになる。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 審査請求人が開示請求書で開示を請求した法人文書の名称別紙のとおりである。
- 2 審査請求に係る原処分
法人文書不開示決定

該当する法人文書を保有していないため、不開示とする。（関係部署において法人文書として管理しているメール・ファックスを探索したが、該当する文書は見当たらなかった。）

3 原処分を行った理由

審査請求人の審査請求の詳細はおおむね上記第2の2のとおりである。以下では、現処分を行った理由を説明する。

本審査請求に係る事案は、本学教員と他機関教員との成果有体物提供に係る全記録の開示である。

本件対象文書は本学が組織的に共有する文書として法人文書に位置付け、保管・管理するものではない。関係部署においても、法人文書として管理しているメール・ファックスを探索したが、該当する文書は見当たらなかった。

よって、諮問庁は、平成28年6月20日付けの法人文書の不開示決定処分に付記した理由に誤りはなく、原処分維持が適切と考えるため、諮問を行うものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年5月31日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年8月1日 審議
- ④ 同年9月4日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる文書であり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の存否に係る判断等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

本件開示請求は、本学の教員であるAが送受信したメールやファックス等の開示を求めるものである。

大学においては、学術研究の根源的な価値は研究者の自由な発想に基づく独創性が担っているとの考えから、個々の研究者が自主的・自律的に研究活動を展開することが認められている。本件請求に係る、A教員から特定大学のB教員への細胞サンプルの提供は、A教員が自身の研究成果を提供したものであり、また、B教員の目的も、自身の研究につい

ての検証であったことを考えると、これも研究活動の一環として教員の裁量で判断すべきことであり、その連絡の記録についても、教員自らが管理するもので、大学が組織として関与するものではない。

なお、本学では、A教員から該当するメール等文書の提出を受けたという事実はなく、本件開示請求を受けて、改めて該当する文書の探索を行ったが、組織的に用いる文書としての保有は確認されなかった。

よって、本件請求の対象文書は、存在するとしてもA教員が個人として保有するもののみであり、これは組織的に用いるものとして本学が保有しているものではなく、法2条2項に規定する「法人文書」には該当しない。

なお、審査請求人は文部科学省の「研究開発成果としての有体物の取扱いに関するガイドライン」を根拠として、提供に関する記録が法人文書である旨主張しているが、当該ガイドライン中の「4. 成果有体物の提供手続きの簡素化」の項目は、研究者が管理する成果有体物については研究者間で提供を行うという趣旨であり、記録の管理に関しては研究者の責任であるとしている（「研究者は責任をもって提供に関する記録を保管すること」）。よって、本件に関する記録が組織共用性のある法人文書であるとする主張の根拠にはならないと考える。

(2) 上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、京都大学において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、京都大学において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

京都大学所属のA氏と特定大学所属のB氏との間で細胞サンプル提供に関するMTAについて、審査会はMTA契約不要との不開示処分を妥当とした。

当該細胞サンプルは京都大学の成果有体物に該当せず、文科省ガイドライン研究者管理の成果有体物に該当するとされ、国の研究者間での成果有体物の提供においては、FAXや電子メールで記録されれば可とされていることから、MTAは必須でないとのことでMTAは保有していないとの諮問庁の主張を妥当と答申した。

FAXかメールで記録されたものであろうから、サンプル提供依頼承諾から返納に至る全記録の開示を求める。情報公開法第15条に基づき請求する（電磁記録も開示可とある。）。